

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事概要)

(開催要領)

日時 平成 25 年 9 月 16 日 (月) 19:15～19:40

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<提案者>

石川県

<事務局>

(提案概要)

いしかわモノづくり高度技術集積特区

(議事概要)

○藤原参事官 それでは石川県のプレゼンテーションでございます。「いしかわモノづくり高度技術集積特区」ということで、議事内容、提案資料は全て公開ということでやらせていただきます。

大変手短かにプレゼンテーションをいただいてよろしいでしょうか。質疑応答のほうも簡潔にということをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○石川県 それでは、プレゼンテーションを始めさせていただきます。

私ども「いしかわモノづくり高度技術集積特区」という形で御提案させていただければと思っております。

まず、私どもの県でございますが、歴史的背景から繊維産業、それから機械産業、こういったものが非常に集積している県でございます。そういった特徴を生かしまして、今、進めているものが1つ目のポイントでございますけれども、左上に炭素繊維複合材料という言葉がございます。いわゆる炭素繊維の材料でございますけれども、将来を担うような次代の素材として期待されているものでございます。

この開発拠点に今年度の補正予算で選ばれたということございまして、少し紙をおめ

くりください。私どもこの炭素繊維で初めにクラスターという集合体をつくりまして、そこから130億円のファンドを県で創設しまして、国の支援もいただきながら、今では人材の集積、右側にごさいますけれども、東京大学などから一線級の先生方がここにお集まりいただくというような形になってきておりまして、最近ですと20億円で大型の拠点ができるということになってございます。

東レさん、小松さん、大和ハウスさんと、非常に大きな企業さんとともに、これから狙っていますのはこの左上に絵がいくつかございます。今ですと飛行機、炭素繊維のものが飛んでいますけれども、これから自動車、輸送機器、それから建築材料というところまでこれを進めていきたいと考えております。

炭素繊維でございますけれども、非常に軽くて丈夫、そしてさびないというすばらしい特性がございますので、これを進めていきたいということでございます。

その上で、恐縮ですけれども、前のページにお戻りください。起こしたいブレークスルーというのが実はございまして、左下でございます。私ども、先駆的にこの取り組みをどんどん進めていきたいということで今、進めているわけですが、実はここに筋交いという建築材料がございます。ここに、実は同等の能力の炭素繊維の筋交いというものが既にできてきている。こういうところまで今、研究のほうが進んできているところでございます。これを実際の建築物に先駆的にどんどん適用していきたいというところ、私どもの法解釈ですと、この建築基準法でどうもこの筋交いを使うということに対して完全にホワイトというようなことが言えないのではないかと考えております。

また、明確に規制上、丸となるに当たりましては非常に手続、それから審査というものが長期にわたるといふふうに向っております、非常にチャレンジングな取り組みなものですから、私どもとしてはなるべく早く投資開始をしたい。そういうムーブメントをこの石川県で起こしていきたいというのが、1つ目の提案事項でございます。

これをよろしければお話しいたします。全然、軽さが違いますので。

2つ目の提案でございます。本件の特徴として、ここは産業競争力会議の委員もされている小松の坂根さんがいらっしゃる、いわゆる小松製作所の発祥の地でございます。小松製作所もここにマザー工場を構えておりまして、協力企業も400から500いるということです。そういう中、非常に機械メーカーや工作機械メーカー、あるいはそのニッチトップ企業、今、国でも注目されていますけれども、こういった企業は非常に多いという特性がございます。

こういった特性を生かして、これからどんどん外需を稼いでいきたい。建設機械、あるいは工作機械におきましてそういったことは大変期待されるわけでございます。

また、私ども、その技術力の高さを裏づけていますのは、実はこの歴史に背景がございます。加賀藩がこの産業振興にかなり重点を置いたということで食文化、いわゆる京都のような料亭の文化も盛んな土地でございます。一線級の和の料理人の方もいらっしゃるといふことで、そういった方の力も使って外から外需をどんどん稼いでいきたいという地合

いにございます。

そうした中、規制上、いくつか私どもとして気になる点がございます。一番下の2、3、4、5でございます。

まず1つ目でございますが、私どもとして外貨を稼ぐというときにおいて、外国為替及び外国貿易法のところでやはり日本では輸出できないものがアメリカ、あるいはドイツでは輸出できるというような事態もございます。それから、手続書類も非常に多いということでございまして、これはやはりイコールなフットィングになっていないということで、これにつきましても私どもとしてはぜひ緩和をしていただきたい。

3. でございますが、これは技能実習生でございます。現在のところ3年まで滞在期間が認められているわけですが、私どもの県におきましてもかなりの企業さんが東南アジア、中国方面に展開されています。そういった中で、幹部の人材を育てていくに当たりまして、やはり3年では非常に短いというお声も多く出ていらっしゃるところでございまして、この期間を長くしていただきたいというのが主張でございます。

それから、先ほど申し上げました料理人の世界も実は同じでございまして、やはり文化活動ということですと滞在期間が非常に短い。日本では非常に世界でもアワードを取られるようなシェフが私どもの石川県にいるわけですが、こういった方に学びたくても学べない。そういう方が本来学んでいけば和食も広がっていくわけですが、ここが一つネックになってございますので、ここも滞在期間、今、京都の特区で適用されていますけれども、私どもとしてもこれを適用していただきたいというのが3番目でございます。

4番目でございますが、私どもニッチトップ企業が多いという特徴がある中で、小松さんを支えているような非常に重要なニッチトップ企業というのもございます。なかなか人ではまねできないような鋳物の世界でございますけれども、そういった鋳物の世界ですと非常に電気の使用量が多いということがどうしてもございます。いわゆる再生可能エネルギーの買い取りの賦課金の負担がどうしても重くなっているという事態が生じておりまして、この減免要件を緩和していただきたいというのが4つ目でございます。

5つ目でございますが、私どもはかなり外需に県全体の経済動向が左右される部分が非常に大きい県でございまして、今ですとやはりこの円安の中で非常に外需の需要も多くなっております。そういう中で、やはり仕事の手が足りなくなってきましたと、今ですとOBの方にお手伝いをいただくことも現実の問題としてされているわけですが、それでも本当に足りない場合はこういった日雇いの方でもいらしていただければ、私どもとしても企業としても仕事を確実にこなし、かつ労働の機会を皆さんに与えることができるのではないかとということで、5つ目が登録型派遣制度の規制緩和ということでございます。

最後に申し上げます。実はこれは最近の流れでございまして、小松製作所もそうですが、本社機能を地方に移すということをされていらっしゃる。それから、東レさんにしてもそうですけれども、海外との競争の中で今回の補正予算の援助をもとに国内に高度な技術を残したという事例がございます。

こういうことから考えますと、やはりそういった大手企業が最近リスク分散の流れの中でこの日本海側にも注目が集まってきているというのが実情でございまして、高度な技術を国外に逃してしまつては、技術立国たる我が国が今後発展していくためには非常にマイナスかと思しますので、ぜひ日本海側にも焦点を当てていただいて、こういう企業の投資の動きを後押ししたいという意味もございまして、それから、炭素繊維の動きを後押ししたいという意味もございまして。

そういったものを含めまして、この税制の特例措置として企業の研究開発機関やマザー工場等の地方移転に伴う法人税減免という形で、これはいわゆる国際戦略特区で今、行われています総合特区法の税制を参考にしてございましてけれども、投資税額控除、あるいは特別償却、こういったものを適用していただければ、新しい素材である炭素繊維はこれからどんどん投資行動が行われてくるかと思っております。

そういった投資行動をどんどん加速することで、これが大きな産地となれば国益にも十分に資すると考えてございまして、私どもとしてはこの提案によりまして企業の日本海側への立地の件数、それから生産高を上げることで我が国の経済成長、イノベーションというところにインパクトを与えていきたいということでございまして。

まとめた形が一番上に書いてございましてけれども、この規制上の障害を取り除くことで、ほかに先駆けて新素材の有効性を実証して投資を呼び込んで、研究開発拠点や生産拠点の集積を図り、規制の国際整合で円滑な外需の獲得を図る。こういったものを目指していきたいということでございまして。

ちょっと駆け足でございまして、以上でございまして。

○坂村委員 規制がかかっているとおっしゃっている中の、建築構造材にこの炭素繊維を使うといったことに対して、具体的に何かだめとか、そういうふうになっているのですか。

○石川県 私どもがこの提案をさせていただくに当たって国のほうにも確認をさせていただいたのですが、具体的に今これを明確に使用できるという回答はお答えいただいております。いわゆるだめというお答えだと思っております。

○坂村委員 それはどうしてですか。

○石川県 それは、法律上、筋交いは施行令を見ていきますと、例えば木造建築ですとある種の大きさの木材、あるいはある種の大きさの鉄筋を使うことという条文が施行令に条文がございまして、ここにいわゆる限定列挙の形式になっているものですから。

○工藤委員 そこは材料認定を国土技術政策総合研究所なり何なりで受ければいいのです。それに時間がかかるわけですか。

○石川県 国土技術政策総合研究所のほうにお話を持っていたのですけれども、非常に長く時間がかかるお話というふうに聞いています。

○坂村委員 国土技術政策総合研究所がそう言っているのですか。

○工藤委員 並んでいるから、いろいろあるのですけれども。

○八田座長 それは、国土技術政策総合研究所自身の大問題ですね。というのは、仮に順

番を飛ばしてもらえば、ほかのものが困ってしまうわけだから。元来は、国土技術政策総合研究所にお金をかけて急がせることが必要です。

○川本事務局長　ここは民間が管理しているのです。国土技術政策総合研究所は最終確認だけにして、民間が評価機関といくつかの。

○坂村委員　よく調べてから言わないと、ちょっと何が問題かわからないですね。

○八田座長　民間の評価機関が足りないのですか。

○川本事務局長　評価機関に出てきたものは皆、認定しているのですが、数がものすごく建築資材のほうは多くなっていて、足りなくておこなっていると思います。

○工藤委員　だから、制能評価できているから。

○坂村委員　だけど、ある程度の安全基準からいって、評価を飛ばせとか、そういうのはどう考えてもちょっと無理ですよ。

○石川県　もちろんそうです。当然、安全規制ですから、それはしかるべき検査を受けるべきものだと思います。

○八田座長　順番を早くしてくれということですね。

○石川県　おっしゃるとおりです。そうであれば、私どもは国の投資をいただいて先駆的に取り組みを進めているものですから、ぜひ順番を早くしてやりたいという事情はございます。

○坂村委員　でも、出すことは出しているのですか。

○石川県　そこも出す手続のところ、今スタート地点といえますか。

○坂村委員　まだ、出していない。

○石川県　その手続のプロセスを確認中という時点でございます。

○工藤委員　問題があるのは事実で、時間がかかりすぎているのは事実だから。

○八田座長　特急料金制度をつくれればいいのですね。これは特区の話ではないけれども、本当にここみたいに非常に重要なものについては、お金を余計払ってもいいからさっさとやってくれという制度が必要でしょうね。

○石川県　いわゆる特許法のような早期審査制度みたいなのがありますと、私どもとしては非常にありがたいかと思えます。

○坂村委員　この建築で急いでいるというのは、そういうことをやったら使う人がいるから、そういうことで推進させたいということですか。

○石川県　おっしゃるとおりです。そうすれば価格のほうも下がってきますし、企業としては今、量産体制というところを整えていますから、できるだけ急ぎたいと思っています。

○八田座長　それから、輸出できないというのは武器輸出規制とかですか。

○石川県　おっしゃるとおりです。いわゆる安保規制でございますけれども、具体例でいいますと五軸で今、加工するような工作マシンみたいなものがございまして、これが日本は輸出できないのですが、安保なのでどうかと思うのですけれども、米・独については他国への輸出ができる。こういう物品があるというふう聞いております。

○八田座長 そうすると、これも非常に重要な問題ですけれども、特区というよりは日本全体のこの問題に関する規制緩和が必要だという面はありますね。

○坂村委員 その辺の話になると、特区だけではちょっとできないですね。

○石川県 そうですね。ただ、私どもとしてはやはりこの工作機械メーカーというところが非常に際立った産業でございますので、あくまでも私どもの目からということですが。

○八田座長 それから、再生エネルギーの賦課金減免というのはどういうことですか。再生エネルギーの賦課金というのは、フィットのことですか。

○石川県 そうです。フィットのことです。賦課金をある要件を満たせば免除してあげると法律の立てつけになってございまして、売り上げ当たりのエネルギー使用量が平均値の8倍を超えればいい。

要は、売り上げの割に電気をいっぱい食っている人は免除してあげるよというような法の立てつけになってございまして、これでいきますとタッチの差でそれを取れない方もいると。

○八田座長 今のところでは取れない。鉄鋼みたいなものだったら取れるけれどもということですね。

○石川県 おっしゃるとおりでございます。いわゆる鋳物のまさに日本のものづくりの根幹だと思っておりますが、そういったニッチトップの方が少しそこは苦しんでいらっしゃる。

○八田座長 それから、登録型派遣制度は30日以内は禁止されているということですか。

○石川県 はい。私どもの解釈ですと30日以内は派遣ができないのではないかと考えてございまして、これが本当に急に、特に中国とかはそうですけれども、口座が開くとわっとラインがふえるのですけれども、そのときに、今のところやはりこの派遣規制があるものですからOBの方を御活用してというふうにはしているのですが、ただ、ものづくりもやはり共通技術がございますので、ここが御高齢の方にしてもお手伝いいただけるとありがたいですし、また仕事の機会も提供できるのではないかと。

それから、ちょっと恐縮でございますが、本県的なところということで1つ少し飛びましたが、3. のところで、和食の世界というのは実は結構本県でも特徴のあるところがございます。世界でも和食のトップシェフというふうには選ばれている方が実は金沢にもおりました、非常に料亭も多くて昔ながらのものが残っている。

そうしますと、海外の料理人ともそういう方々は非常にお話する機会が多くて、ぜひあいつのもとで学んでみたいというのはあるのですけれども、今の状態ではそれがなかなかできないというのは、日本食の本当の普及という意味では損をしていると思いますので、これは今、京都では適用されているのですけれども、これをぜひ。

○坂村委員 わかりましたけれども、それは料亭の職人の話で、ほかのは炭素繊維の話で、一緒になっていきますね。

○石川県 総じてものづくりということにくらせていただいたので、そういう意味では。

○坂村委員 ものづくりでくくって、炭素から料亭というか、和食までということだったのでですね。

○石川県 すみません。いろいろ入れ子になっていたものですから、ものづくりということで大きく3つです。炭素繊維と、機械と、それから食です。それで、前者2つといいますか、炭素繊維と機械についてはやはり大手さんのムーブメントもあると。

○坂村委員 それが全部まとめて書いてあるから、今みたいな話になっていたわけですね。

○石川県 そうですね。正直申し上げますと、そういう状態でございます。

ただ、引くくめて高度技術ということですよ。

○八田座長 どうも本当に今日はありがとうございました。